

令和6年度新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関設備整備事業)の概要

1 目的

医療措置協定（以下、協定という。）締結医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

2 補助対象経費（設備）等

補助対象者 （※1）	補助対象経費（購入設備） （※2）	補助基準額 （※3）	補助率
病床確保に係る協定締結医療機関（病院）	○簡易陰圧装置	1 病床あたり 4,320,000 円	10/10
	○検査機器（PCR検査装置） （※4）	1 台あたり 9,350,000 円	
	○簡易ベッド	1 台あたり 51,400 円	
発熱外来に係る協定締結医療機関 （病院、診療所）	○検査機器（PCR検査装置） （※4）	1 台あたり 9,350,000 円	10/10
	○簡易ベッド	1 台あたり 51,400 円	
	○HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1 施設あたり 905,000 円	

※1 医療措置協定を締結済みの医療機関に加えて、締結することが決まっている場合も補助対象となります。

※2 協定による病床確保、発熱外来の実施に必要な設備の整備に限ります。また、新規購入、増設の場合に補助対象となり、既存設備の更新は補助対象となりません。

※3 補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方に補助率を乗じて交付額を算定します（千円未満の端数切り捨て）。

※4 ID-NOW 等の LAMP 法、TRC 法、TMA 法、NEAR 法等の等温核酸増幅装置は対象外です。

3 交付の条件

補助金の交付決定の際に、以下の条件が付される見込みです（一部抜粋）。

- ① 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ② 事業により取得した設備（単価30万円以上）について、目的外の使用や譲渡、

交換、貸し付け等を行う場合は知事の承認を要するとともに、補助金の返還が必要となる場合がある。

- ③ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、事業の完了年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

4 その他留意事項

- ① 補助金額の内示前に購入した設備については補助対象になりませんので、ご注意ください。また、令和6年度内に整備が完了するものが補助対象となります。
- ② 本事業は、国の補助事業を活用する事業であり、国及び県の予算の範囲内で補助を行うものです。そのため今回の事業計画書の提出をもって補助を確約するものではありません（満額の補助にならない場合もあります）。

(問い合わせ先) 三重県医療保健部感染症対策課 補助金担当

TEL:059-224-2352 (直通) /mail: seibi@pref.mie.lg.jp